

警察庁丁安発第135号

昭和56年4月14日

各管区警察局保安(公安)部長

警視庁防犯部長

各道府県警察本部長

各方面本部長

殿

警察庁保安部保安課長

現に許可を受けて猟銃等を所持している者に対して行う
猟銃等講習会の実施について

現に許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持している者に対して行う猟銃等講習会(以下「経験者講習会」という。)の実施については、昭和53年9月18日付警察庁丁安発第289号保安課長通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について」によるほか、次の要領により実施されたい。

記

1 受講対象者

次の各号の全てに該当する者

- ① 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃等を所持している者であること
- ② 所持許可の更新を受けようとする者または買い替え等で新たな猟銃等の許可等を受けようとする者であること
- ③ 既に交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者であること

なお、上記②または③に該当しない者であつても、本人が受講を希望する場合には、受講させても差支えない。

2 講習会の開催

- (1) 管轄区域内に住所を有する受講対象者の数等をあらかじめは握し、受講しようとする者が容易に受講できるよう、開催の回数、日時、場所の選定について配慮すること。
- (2) 開催日時、場所の公表は、受講者の利便を考慮して、少なくとも開催日の3か月前までに公表するように配慮すること。
- (3) 所持許可の更新を受けようとする者が、有効期間の満了する日の間近かに開催される経験者講習会に集中すること

なく、期間的な余裕をもつて受講の申込みをするよう広報するほか、猟友会、射撃団体等関係団体を通じてその趣旨の徹底に努めること。

3 受講申込の手続等

受講の申込み及び申込みを受理してから後の手続については、原則として、従前から実施している初心者に対する猟銃等講習会に準じて行うこと。

4 講習の内容

講習の内容は、猟銃等による事件事故の防止のため、猟銃等所持者として特に習得しておかなければならないものに重点を置くこととし、具体的には次に掲げる事項とする。

なお、詳細は別添「経験者講習会の講習内容」のとおりである。

- ① 猟銃等所持者としての心構え
- ② 猟銃等の管理に関する事項
- ③ 猟銃等の検査に関する事項
- ④ 猟銃等の取扱いに関する事項
- ⑤ 猟銃等の安全点検に関する事項
- ⑥ 実包の取扱いに関する事項

5 講習実施上の留意事項

- (1) 法令の解説に偏することなく、事例を引用するなどして、猟銃等の所持者としていかにあるべきか、いかにすべきか、という観点に立つた講習を行うこと。
- (2) 受講者の理解を深めるとともに、受講者が後日機会あるごとに講習内容を復習できるよう、適当なテキストを配布して講習を行うこと。
- (3) 猟銃等所持者として守らなければならない事項について単に知識として覚えさせるだけでなく、これを遵守しなければならないことを本人の自覚に訴えるような講習を行うこと。
- (4) 事故防止のためには銃の操作に馴れることが必要であることを認識させ、更新の機会に射撃の練習を行うよう勧奨すること。また、射撃場において実包の消費確認を受けた場合には、更新申請の際これを提示すれば使用実績報告書の提示を要しないことを併せて指導すること。

6 講習担当者

- (1) 講習担当者には、講習の内容について相当の知識を有する者を充てること。この場合、別添「経験者講習会の講習内容」中「講義」に関する事項は必ず警察職員をもつて充てることとし、「実技」に関する事項については警察職員

以外の講師を委嘱することができる。なお、警察職員とは、常勤職員であると非常勤職員であることを問わない。

- (2) 警察職員以外の講師を委嘱する場合には、「都道府県公安委員会が猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行わせることができる者を指定する告示」により指定されている団体の中から適任者を選定することとし、具体的な講習要領を事前に協議しておくこと。

7 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、できる限り講習終了後会場において交付することができるよう配意すること。

別 添

経験者講習会の講習内容

項 目	細 目	方法	時間
1 猟銃等所持者としての心構え	(1) 猟銃等を所持する者の責任とマナー (2) 銃器に対する国民一般の意識 (3) 猟銃等の操作の習熟の必要性	講義	20分
2 猟銃等の管理に関する事項	(1) 保管について ア 保管の設備 イ 保管の方法 ウ 保管の委託 エ 保管実態の確認 (報告徴収、立入検査) (2) 携帯運搬について ア 携帯運搬の方法 イ 盗難防止のための配慮 ウ 許可証の携帯 (3) 譲渡廃棄について	講義	40分

	ア 譲渡することができる相手方 イ 譲渡する場合の手続 ウ 廃棄する場合の手続		
3 猟銃等の検査に関する事項	(1) 猟銃等の検査を受ける義務 (2) 使用実績の報告	講義	20分
4 猟銃等の取扱いに関する事項	(1) 取扱いについての一般的留意事項 (2) 狩猟の際の留意事項 (3) 標的射撃の際の留意事項	講義 実技	40分
5 猟銃等の安全点検に関する事項	(1) 目視検査 (2) 作動検査	実技	40分
6 実包の取扱いに関する事項	(1) 実包の譲渡 (2) 実包の保管 (3) 不発弾の取扱い (4) 残弾の処理	講義	20分

注1 「講義」は、テキスト、スライド等を利用するとともに、事件、事故の実例を示して講習する。

2 「実技」は、猟銃等講習会用の教材として備え付けられた銃（模擬銃を含む）を使用して、事件、事故の実例にも触れ、講師が取扱い等を実際に演じながら講習する。

